

【資料 1】

メディアによる情報発信事業の実施に関する業務委託仕様書

第 1 委託業務名

メディアによる情報発信事業の実施に関する業務委託

第 2 事業の目的

女性活躍の推進に向け、企業経営者の理解促進や意識啓発を図るため、SNSやウェブサイトを活用し、女性の活躍推進に取り組む県内企業の好事例を情報発信します。

第 3 委託業務の内容

次の各項に掲げる業務を工夫して効果的に組み合わせ、事業の目的が達成されるように企画提案により具体化し実施してください。

1 全体計画の策定

事業の目的のためのコンセプトや各実施業務のスケジュール等の全体計画を策定し、適切に業務を遂行してください。

2 映像コンテンツの制作

積極的に管理職へ女性を登用している取組や、男性の育児休業取得に力を入れている取組など、女性活躍に関する取組が顕著である県内企業の好事例について、企業経営者や従業員からその取組に関してインタビューするなど現地取材を実施し、その内容を映像コンテンツとして制作してください。

(1) 映像コンテンツ

① 取材対象企業

「秋田県女性の活躍推進企業表彰」の受賞企業や「えるぼし認定」「えるぼしチャレンジ認定」企業、その他県が実施する研修会等を受講する企業等の中から、優れた取組を行う企業 6 社とし、県が選定する。

② 制作本数

6 本（6 社・1 社あたり約 7～8 分程度）

(2) 名義等

映像コンテンツの名称は、「LadyAction!!～女性が活躍するあきたの企業～」とし、企画は「秋田県」、制作は「受託者」とします。

(3) 成果品

制作した映像コンテンツについては、データ形式により納品してください。

3 冊子の作成及び経済団体等への発信

2 の令和 6 年度取材企業（6 社）及び過年度紹介企業（24 社）について、その取組内容をまとめた冊子を作成し、その配付等を行ってください。

(1) 冊子の掲載内容

① 本仕様書に基づき取材する企業：6 社

② 令和 4～5 年度の「メディアによる情報発信事業」で紹介した企業：24 社

・令和 4～5 年度の紹介企業の内容は、県のウェブサイトで公開している映像コンテンツ及びリーフレットに掲載している範囲とし、その内容は、県が提供するものとする。

【参考】

○映像コンテンツ

<https://common3.pref.akita.lg.jp/jyosei/ladyaction> （あきた女性の活躍応援ネット）

○リーフレット

<https://common3.pref.akita.lg.jp/jyosei/library> （あきた女性の活躍応援ネット）

- ・取材企業の取組内容は、取組別または業種別毎に整理し、県内企業の好事例を効果的に発信できるようにすること。
 - ・参考資料の台割を参考に構成し、各企業毎に映像コンテンツを閲覧できるウェブサイトのQRコードを掲載すること。
- ※映像コンテンツを閲覧できるウェブサイトは、次世代・女性活躍支援課が管理するサイトとし、県が指定するURLをもとにQRコードを作成するものとする。

(2) 冊子の仕様

- ・サイズ 仕上がりA5判(20ページ中とじ)
- ・刷色 両面4色
- ・紙質 再生マットコート73kg以上

(3) 作成部数

5,000部

(4) 配付・発送等

作成した冊子は、県が指定する箇所へ発送すること(約100箇所)。

【発送予定箇所】

- ・各商工会議所
- ・各商工会
- ・その他団体等
- ・県内市町村
- ・その他、企画提案による効果的な配付課所、配付方法

※送付に係る経費は、委託料の範囲内で行うものとする。

※県への納入分として100部を確保すること。増刷が必要となった場合や配付に係る経費は、委託料の範囲内で行うものとする。

※ウェブサイト掲載用として、県にPDF版のデータを納入すること。

【配付期限】

県が指定する期日までに配布先に納品、配付し、残部を県に納入すること。

4 その他

女性活躍の推進に向けた、企業経営者の理解促進や意識啓発に資する効果的な企画や広報(受託者からの提案によるもの)。

第4 契約に関する事項

1 再委託等について

- (1) 受託者は、本業務の全てを第三者に再委託し、又は請け負わせてはいけません。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができますが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、再委託金額、再委託する理由を事前に書面により提出して県の承認を受けるようにしてください。

2 業務の履行に関する措置

- (1) 県は本業務(再委託した場合を含む。)の履行について、著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面を求め、必要な措置をとるべきことを要求する場合があります。
- (2) 受託者は(1)の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県に書面で提出するものとします。

3 権利の帰属等

- (1) 本業務による成果物(最終映像・投稿内容等)及び素材の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は県に帰属することとし、映像で使用する音楽の著作権については、受託者の責任でこれを処理するものとします。

- (2) 県は、受託の承諾無しに成果物を加工・編集し、新たな資料映像を制作することができるものとします。
- (3) 受託者は県の承諾無しに、成果物及び素材を他に流用することができないものとします。

4 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいについて善良な管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとします。また、契約終了後も同様とします。

5 関係法令の遵守

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守してください。

第5 その他

- 1 本業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決・本業務の履行のための必要な事項等については、必要の都度、受託者と県が打合せを行いながら進めることとします。
- 2 取材（映像の撮影を含む。）については、受託者が行います。
- 3 その他、この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとします。

メディアによる情報発信事業の実施に関する業務委託
LadyAction!!冊子参考台割

頁	大項目	中項目	小項目	備考	
1	表紙				
2	導入	概要			
3		目次			
4	企業の取組内容	女性管理職登用	企業①	企業②	1ページに2社掲載
5			企業③	企業④	
6			企業⑤	企業⑥	
7		多様な働き方	企業⑦	企業⑧	
8			企業⑨	企業⑩	
9			企業⑪	企業⑫	
10		男性の育児休業取得	企業⑬	企業⑭	
11			企業⑮	企業⑯	
12			企業⑰	企業⑱	
13		子育て支援	企業⑲	企業⑳	
14			企業㉑	企業㉒	
15			企業㉓	企業㉔	
16		その他	企業㉕	企業㉖	
17			企業㉗	企業㉘	
18			企業㉙	企業㉚	
19	県の取組紹介等				
20	裏表紙				

※あくまでも参考とし、変更を可能とする。

※頁4～18は、取材企業の具体的な取組内容及びその数に合わせて構成するものとする。